

検討のための叩き台

1 危険運転行為の追加（通行禁止道路）

(1) 構成要件として必要な要素

通行禁止道路 [認識必要]

人又は他車との関係 [認識必要]

速度 [認識必要]

運転行為

致死傷

○ 想定される一事例

Aは、自動車を運転して、目的地への所要時間を短縮するため、人又は車の通行するおそれのある一方通行道路であることを認識しながら逆走し、時速××キロメートルで走行中、対向から進行してきた被害者運転の自動二輪車に自車を衝突させ、被害者を死亡させた。

○ 現行法で成立する罪

- ・自動車運転過失致死罪（7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）

道路交通法違反（一方通行の逆走禁止 同法第8条第1項、第119条第1項1号の2）（3月以下の懲役又は5万円以下の罰金）が成立する場合には、併合罪となり、処断刑の上限は7年3月以下の懲役・禁錮。

(2) 検討すべき事項

- 通行禁止道路としてどのような規制道路を対象とするか。
 - ・ 例えば、一方通行道路の逆走（道路標識による通行禁止違反）、高速道路における逆走や一般道路における右側部分へのはみ出し通行（通行区分違反）、通行禁止道路の通行（公安委員会等による交通規制違反）などのうち、どのような範囲のものを対象とするか。
- 「人や他車との関係」の要素をどのような規定とするか。
 - ・ 例えば、客観的状況として、人や車と衝突したり著しく接近したりする状況やその可能性の存在を要件とするか。
 - ・ 客観的状況に対する認識にどのようなものを必要とするか。
 - ・ 「通行を妨害する目的」などの主観的超過要素が必要か。
- 「速度」の要素をどのような規定とするか。
 - ・ 例えば、「重大な交通の危険を生じさせる速度」という要件とするか。

2 危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪の中間類型の新設

(1) 基本的な考え方

- ア 中間類型の構成要件は、「現行法の危険運転行為よりは危険性の程度が低い
がなお危険な運転行為」を行い、人を死傷させた場合を定めるものとするか。
- イ 「現行法の危険運転行為よりは危険性の程度が低いがなお危険な運転行為」
として、どのような要素を必要とするか。
- ウ 「現行法の危険運転行為よりは危険性の程度が低いがなお危険な運転行為」
と死傷結果との間に、現行法の危険運転行為と同じ「正常な運転が困難な状態」
を客観的な要素として必要とするか。

(2) 類型毎に検討すべき事項

ア 一定の病気の影響による運転

(a) 構成要件として必要な要素

一定の病気に罹患 [認識必要]

(病気の影響により) 正常な運転が困難な状態になるおそれ [認識不要・必要?]

(病気の影響により) 正常な運転が困難な状態となったこと [認識不要]

運転行為

致死傷

- 想定される一事例
Aは、てんかんに罹患しており、医師の指示に反しててんかんの発作を抑える薬を飲まなかったことから、てんかんの発作により意識障害に陥るおそれがあり、そのことを認識しながら自動車を運転し、走行中にてんかんの発作で意識を失い、自車を左側に暴走させて、歩道を歩行中の被害者に衝突させ、被害者を死亡させた。
- 現行法で成立する罪
・自動車運転過失致死罪（7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）
道路交法違反（病気の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態で運転 同法第66条、第117条の2の2第5号）（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
が成立する場合には、併合罪となり、処断刑の上限は10年以下の懲役・禁錮。

(b) 個別に検討すべき事項

- 「一定の病気」としてどのようなものを対象とするか。
・ 例えば、運転免許の欠格事由となる、一定の症状を呈する病気を対象とするか。
- 「正常な運転が困難な状態になるおそれ」やその認識を必要とするか。

イ（危険運転行為に至らない程度の）薬物を摂取した上での運転

(a) 構成要件として必要な要素

薬物を身体に保有 [認識必要]

(薬物の影響により) 正常な運転が困難な状態になるおそれ [認識不要・必要?]

(薬物の影響により) 正常な運転が困難な状態となったこと [認識不要]

運転行為

致死傷

○ 想定される一事例

Aは、薬物Xを〇〇錠服用したことから、薬物Xの影響により昏睡状態に陥るおそれがあり、そのことを認識しながら、すぐには薬物Xの効果が出て来ないだろうと考えて自動車を運転し、走行中に、予期したよりも早く効果が出た薬物Xの影響により昏睡状態に陥って、自車を左側に暴走させ、歩道を歩行中の被害者に衝突させ、被害者を死亡させた。

○ 現行法で成立する罪

- ・自動車運転過失致死罪（7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）

道路交通法違反（薬物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 同法第66条，第117条の2の2第5号）（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

が成立する場合には、併合罪となり、処断刑の上限は10年以下の懲役・禁錮。

(b) 個別に検討すべき事項

- 「正常な運転が困難な状態になるおそれ」やその認識を必要とするか。

ウ（危険運転行為に至らない程度の）アルコールを摂取した上での運転

(a) 構成要件として必要な要素

アルコールを身体に保有 [認識必要]

(アルコールの影響により) 正常な運転が困難な状態になるおそれ [認識不要・必要?]

(アルコールの影響により) 正常な運転が困難な状態となったこと [認識不要]

運転行為

致死傷

○ 想定される一事例

Aは、ビール×本を飲酒した後、その時点ではさほど酔っておらず、正常な運転が困難になることなく自宅まで自動車を運転して帰ることができるであろうと考えて自動車の運転を開始し、走行中予期したよりも急速に回ってきた酒の酔いの影響により仮睡状態に陥って、自車を左側に暴走させて、歩道を歩行中の被害者に衝突させ、被害者を死亡させた。

○ 現行法で成立する罪

- ・自動車運転過失致死罪（7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）

道路交通法違反（酒酔い運転 同法第65条第1項，第117条の2第1号）（5年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が成立する場合には，併合罪となり，処断刑の上限は10年6月以下の懲役・禁錮。

(b) 個別に検討すべき事項

- 「正常な運転が困難な状態になるおそれ」やその認識を必要とするか。
 - ・ 道路交通法の酒気帯び運転罪（同法第65条第1項，第117条の2の2第1号）と酒酔い運転罪（同法第65条第1項，第117条の2第1号）における運転状態やその認識との関係をどのように考えるか。
 - ・ 薬物の影響による場合とで，運転状態やその認識に違いがあるか。

(3) 法定刑の在り方

- 中間類型を設けた場合の、その類型における法定刑の考え方（危険運転致死傷罪、自動車運転過失致死傷罪及び道路交通法違反の罪との併合罪加重との均衡等）

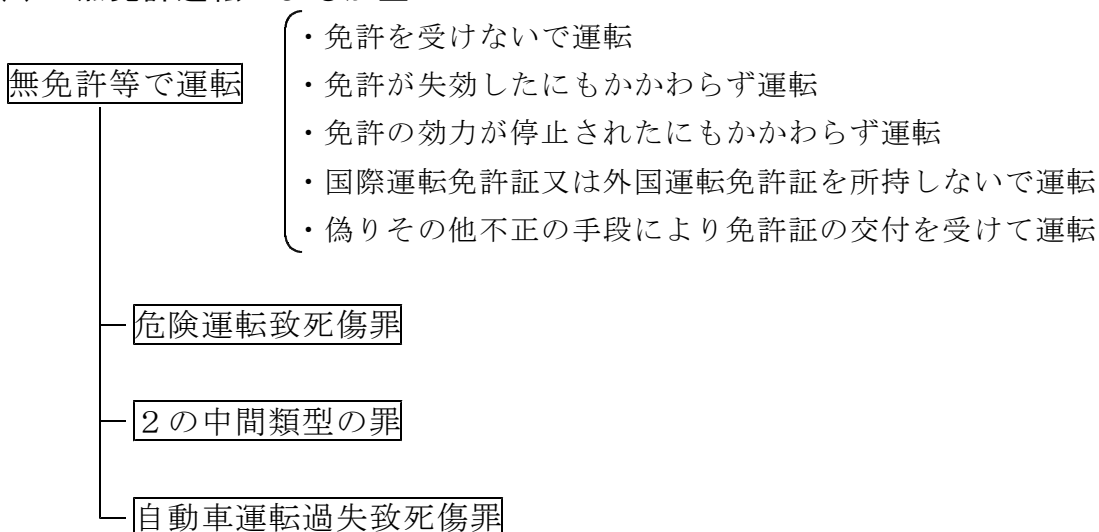
※ 現行法の法定刑及び処断刑（罰金刑を除く）

	病気の影響	薬物の影響	アルコールの影響	
危険運転致死罪 (1年以上の有期懲役)		1年以上20年以下の懲役	1年以上20年以下の懲役	
危険運転致傷罪 (15年以下の懲役)		15年以下の懲役	15年以下の懲役	
	病気の影響による運転 (3年以下の懲役)	薬物の影響による運転 (3年以下の懲役)	酒酔い運転 (5年以下の懲役)	酒気帯び運転 (3年以下の懲役)
自動車運転過失致死傷罪 (7年以下の懲役又は禁錮) と道路交通法違反の併合罪	10年以下の懲役又は禁錮	10年以下の懲役又は禁錮	10年6月以下の懲役又は禁錮	10年以下の懲役又は禁錮

- 致死の場合と致傷の場合の法定刑を同一のものとするべきか。
 - ・ 危険運転致死傷罪のように、致死と致傷の場合で法定刑を分けるべきか、それとも、自動車運転過失致死傷罪のように、致死の場合と致傷の場合の法定刑を同一のものとするべきか。

3 人の死傷との間に直接的な原因関係が存しない類型への対応

(1) 無免許運転による加重



- 想定される一事例
Aは、無免許で自動車を運転し、信号機のない交差点を左折するに当たり、あらかじめ方向指示器による合図をせず、左後方の安全確認を行わないで左折した過失により、左後方から進行してきた被害者運転の自転車に自車を衝突させ、被害者を死亡させた。
- 現行法で成立する罪
- ・ 自動車運転過失致死罪（7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）
道路交通法違反（無免許運転 同法第64条第1項、第117条の4第2号）（1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）が成立する場合には、併合罪となり、処断刑の上限は8年以下の懲役・禁錮。

【検討すべき事項】

- 道路交通法上の無免許運転罪との併合罪による処罰よりも重い処罰を可能とする根拠（責任・違法性）
 - ・ 自動車運転のための最も基本的な義務に反していて規範意識を欠いている点（責任）
 - ・ 運転免許制度が予定している運転に必要な適性、技能及び知識を欠いている点（違法性）
- 無免許等での運転のうち、どの範囲のものを加重すべきか。
 - ・ 加重の対象とするか否かを区別する理由があるか。
- 上記3つの罪のいずれについて、無免許等で運転した場合の加重の対象とするか。
 - ・ 加重の対象とするか否かを区別する理由があるか。

※ 現行法の法定刑及び処断刑（罰金刑を除く）

	危険運転致死罪 (1年以上の懲役)	危険運転致傷罪 (15年以下の懲役)	中間類型の致死罪 (X年以下の懲役)	中間類型の致傷罪 (Y年以下の懲役)	自動車運転過失致死傷罪 (7年以下の懲役又は禁錮)
道路交通法違反(無免許運転) (1年以下の懲役)	1年以上21年以下の懲役	16年以下の懲役	X+1年以下の懲役	Y+1年以下の懲役	8年以下の懲役又は禁錮

(2) ひき逃げ

○ 想定される一事例

Aは、自宅で大量に飲酒した後、自動車の運転を開始し、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しながら走行させ、仮睡状態に陥って、自車を左側に暴走させて、歩道を歩行中の被害者に衝突させ、被害者を死亡させた。

Aは、被害者を負傷又は死亡させたことを認識しながら、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で運転していたことが捜査機関に発覚して、危険運転致死傷罪によって重い処罰を受けることをおそれ、被害者の救護を行わずに、自車を運転して逃走し、その後、大量に水を飲み、身体のアルコール濃度が低下するのを待って、警察署に出頭した。その際の飲酒検知の結果、呼気1リットル中から0.1ミリグラムのアルコールが検出された。

○ 現行法で成立する罪（危険運転致死罪が適用できない場合）

・自動車運転過失致死罪（7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）

道路交通法違反（救護義務違反 同法第72条第1項前段、第117条第2項）（10年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が成立する場合には、併合罪となり、処断刑の上限は15年以下の懲役・禁錮。

なお、危険運転致死罪を適用できる場合には、法定刑は1年以上の有期懲役となり、更に道路交通法違反（救護義務違反）が成立する場合には、併合罪となり、処断刑は1年以上30年以下の懲役。

【検討すべき事項】

- 「逃げ得」といわれる状況への対応の在り方
- 対象とすべきひき逃げ行為の範囲
 - ・ 全てのひき逃げ行為を対象とするか。それとも、例えば、アルコールや薬物を摂取して交通死傷事犯を起こし、アルコール等の影響が発覚することを免れるために逃走するなどした場合を対象とするか。
- 道路交通法上の救護義務違反の罪との関係
- 保護責任者遺棄や証拠隠滅との関係